

議案第 17 号

野田市学校給食運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について

野田市学校給食運営委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月3日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市学校給食運営委員会条例の一部を改正する条例

野田市学校給食運営委員会条例（平成 22 年野田市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「（野田市立野田幼稚園を除く。）」を削る。

第 3 条第 1 項中「34 人」を「35 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

野田市立野田幼稚園において給食を実施することに伴い、所要の改正を行おうとするものである。

参考資料

野田市学校給食運営委員会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市学校給食運営委員会条例 (平成22年野田市条例第23号)

改 正 案	現 行
(設置) 第1条 本市の設置する幼稚園、小学校及び中学校(以下「学校」という。)における給食(以下「学校給食」という。)の適切な実施を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、野田市学校給食運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 (組織) 第3条 委員会は、委員 <u>35人</u> 以内で組織する。 2 (略)	(設置) 第1条 本市の設置する幼稚園(<u>野田市立野田幼稚園を除く。</u>)、小学校及び中学校(以下「学校」という。)における給食(以下「学校給食」という。)の適切な実施を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、野田市学校給食運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 (組織) 第3条 委員会は、委員 <u>34人</u> 以内で組織する。 2 (略)